高齢運転者の交通事故防止対策について

説明資料

内 閣 府

高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームの設置について

平成28年11月24日 交通対策本部長決定

- 1 「高齢運転者の交通事故防止対策の推進について」(平成 28 年 11 月 24 日 交通対策本部決定)に基づき、「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を設ける。
- 2 ワーキングチームは、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)を議長とし、 次に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるとき は、構成員を追加することができる。

警察庁交通局長 総務省大臣官房地域力創造審議官 厚生労働省老健局長 経済産業省製造産業局長 国土交通省総合政策局長

- 3 議長は、ワーキングチームを主宰する。
- 4 構成員は、各省庁における高齢運転者の交通事故防止対策に関する検討成果等をワーキングチームにおいて報告するものとする。
- 5 ワーキングチームは、構成員から報告のあった検討成果等を必要に応じて 交通対策本部に報告するものとする。
- 6 ワーキングチームの庶務は、内閣府において処理するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他 必要な事項は、議長が定める。

中央交通安全対策会議

[交通安全対策基本法第14条]

【交通安全基本計画の作成等】

会 長 : 内閣総理大臣 委員: 関係13閣僚

(内閣官房長官、国家公安委員会委員長、国土交通大臣、

内閣府特命担当大臣(交通安全対策)、内閣府特命担当大臣(金融)、

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、

厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、防衛大臣)

空通対策本部

中央交通安全対策会議決定 平成 12 年 12 月 26 日

平成17年12月 8日 一部改正

平成18年 6月13日 一部改正

【具体的施策の調整・推進】

本部長 : 内閣府特命担当大臣(交通安全対策)

部 員 : 関係15事務次官等

(内閣府事務次官、警察庁長官、金融庁長官、総務事務次官、消防庁長官、 法務事務次官、文部科学事務次官、厚生労働事務次官、農林水産事務次官、 水産庁長官、経済産業事務次官、国土交通事務次官、気象庁長官、海上保安庁長官、 防衛事務次官)

都道府県交通対策協議会等

[交通対策本部決定(昭和36年8月9日)]

【交通安全県民運動等】

都道府県交通安全対策会議

〔交通安全対策基本法第 16 条〕

【都道府県交通安全計画の作成等(同法第25条)】

市町村交通安全対策会議(任意設置)

[交通安全対策基本法第 18 条]

【市町村交通安全計画の作成(同法第26条)】

高齢運転者による交通事故防止に向けて(概要)

平 成 2 9 年 6 月 高齢運転者交通事故防止対策 ワーキングチーム

1. 改正道路交通法の円滑な施行

凡例: ◎既に開始 : ○実施予定

- ◎ 医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化 ~協力医師約4,800人を確保(29年5月末現在)~
- ◎ 認知症の早期診断・対応に向けた警察と地方公共団体福祉部局の連携強化
- 2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備
- 公共交通機関の利用促進 ~タクシー相乗りサービスの実証実験等~(29年度中に開始)
- 自家用有償運送の導入・活用の円滑化 ~使用車両や運行形態の拡大・手続の合理化等~(29年度中に開始)
- **介護サービスと輸送サービスの連携強化**~介護保険制度の移動支援サービスの普及拡大等~(**速やかに開始**)
- 3. 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策
- (1) 有識者会議の提言を踏まえた今後の方策
 - 運転適性相談の抜本的見直し~運転免許証の自主返納の促進等~(速やかに実施)
- 運転免許制度の更なる見直し~80歳以上の運転リスクが特に高い者への実車試験の導入等~(速やかに検討開始)
- (2)「安全運転サポート車」(サポカーS)の普及啓発
 - ◎ コンセプトの策定・公表
 - ◎ 官民を挙げた普及啓発 ~広報活動の展開や体験機会の拡大等~
 - 安全基準等策定・自動車アセスメント拡充による先進安全技術の普及促進(既に検討開始)
- (3) 高速道路における逆走対策の一層の推進
 - 逆走車両を警告・誘導する民間技術等の実道での実験(29年7月に開始)

【数値目標】

80歳以上の高齢運転者による事故死者数 32年までに200人以下(29年中に250人以下)

※26~28年平均約270人 24~25年平均約250人

「高齢運転者による交通事故防止対策について」(交通対策本部決定) に基づく30年度中の取組状況に関するフォローアップ(概要)

平成31年4月24日高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム

1. 改正道路交通法の円滑な施行

- **医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化** ~協力医師約6,600人を確保(30年末現在)~
- 認知症早期診断・対応に向け、警察(一部府県)と地方公共団体福祉部局との情報提供制度の運用等を実施

2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備

- 介護・福祉と関連した輸送サービスの制度整理のためのパンフレットの改訂に取組む等、介護サービスと輸送サービスの連携強化を 推進
- 地方公共団体及び運送事業者と連携したマイナンバーカードを活用した公共交通の割引料金計算、精算等の自動化について一部市 町村で実運用開始

3. 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策

- (1) 有識者会議の提言を踏まえた今後の方策
- 運転適性相談窓口の役割を拡充し、安全運転の助言等を実施・運転免許証を自主返納しやすい環境の整備
- 運転リスクが特に高い者への実車試験・限定免許制度の導入の可否等についての調査研究を実施
- (2)「安全運転サポート車」(サポカーS)の普及啓発
- サポカーSの広報活動・体験機会等の拡充(「サポカーポータルサイト」におけるコンテンツの充実等)
- 衝突被害軽減ブレーキについて、我が国が国際基準化を主導し、今年6月に国連で国際基準が採択される見込み。併せて、乗用車を対象とした性能認定制度を創設。
- ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、自動車アセスメントにおける評価開始
- (3) 高速道路における逆走対策の一層の推進
- 新たな逆走対策技術について現地展開を開始
- (4) 普及啓発の推進
- 新たに「高齢運転者交通安全推進事業講習会」を実施

<今後に向けて>

「平成32年までに200人以下」との目標達成に向け、人的要因として操作不適が多い等の最近の高齢運転者による交通事故の特性等を踏まえつつ、政府一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を更に推進、継続的にフォローアップを行うとともに、施策の推進状況を踏まえワーキングチームを開催

【数値目標】80歳以上の高齢運転者による事故死者数 32年までに200人以下

平成30年中の事故死者数は266人 (平成29年中は242人)